

豊中市ヒメボタル保全助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づき、春日町2・3丁目に生息するヒメボタルを保全するため、ヒメボタル生息区域のうち別表に定める土地の区域(以下「保全区域」という。)の土地所有者(占有者を含む。)に対し、助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、「保全区域」の土地所有者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、「保全区域」の土地の毎年度の固定資産税額及び都市計画税額に3分の2を乗じた額とする。ただし、土地の現況形態が山林の土地については、当該土地の土地登記簿に記載の面積1平方メートルあたり200円に3分の2を乗じた額(133円)を年度毎に加算するものとする。
2 市が行う他の事業の実施に伴い助成されているときは、前項の助成は行わないものとする。

(助成金の交付申込)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、ヒメボタル保全助成金交付申込書(「様式第1号」)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申込があったときは、「保全区域」の土地所有者の納税状況等を確認のうえ、申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定を行うものとする。
2 前項の規定により助成金の交付を決定したときは、ヒメボタル保全助成金交付決定通知書(「様式第2号」)により決定の通知をするものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の決定の通知を受けた者は、ヒメボタル保全助成金請求書(「様式第3号」)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 ヒメボタル生息地保全助成金の交付は、原則として、請求のあった日から30日以内に行うものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、この要綱の目的を達成することができないと認めるときは、当該年度の助成金に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成5年3月19日から施行し、平成4年度分の助成金から適用する。

附 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

